

2021年10月1日

会員各位

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会  
製品水委員会 品質規格部会

## 容器包装のリサイクルに関する法律について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

容器などに充填した製品の販売 及び、製造・輸入している会員様へのご案内です。

今回対象となります特定事業者とは、商品の容器を製造する事業者、容器包装を利用して中身商品を販売する事業者、容器包装が付された商品または容器自体を輸入する事業者です。利用または製造する容器や包装が一般家庭から廃棄される場合には、再商品化委託申し込みが必要です。(すべて事業系のごみになる場合は申し込みが不要)

敬具

記

### 特定容器のリサイクルに関する法律

● 識別マークの表示 (資源有効利用促進法)

ボトル本体やラベル等に識別表示マークを表示しなければなりません。

別紙「識別表示」のルールが変わります をご確認ください、その内容に則した対応をお願いいたします。



● 再商品化委託料金 (容器包装リサイクル法)

「容器」「包装」を利用して商品を販売する事業者や、容器を製造・輸入する事業者は、「特定事業者」として再商品化義務を負います。前年度に利用 又は、製造等した容器・包装の量より算定し「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」へ再商品化委託料金を支払わなければなりません。(この容器包装とは、一般家庭から廃棄される容器包装を言います)

### 【容器包装リサイクル法とは】

容器包装リサイクル法は一般家庭から廃棄されるガラスびん、PET ボトル、紙製及びプラスチック製の容器・包装を利用している事業者及び、容器・包装を製造している事業者がリサイクルの義務を負うという法律です。

再商品化委託料金についての詳細は、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会までお問合せください。

なお、対象となる事業者 及び、お問合せ先は下記となります。

#### 《対象となる事業者》

「一般家庭から廃棄される容器包装」

- ① 特定容器製造等事業者：特定容器・包装を製造・輸入している事業者
- ② 特定容器包装利用事業者：販売する商品に特定容器を用いる事業者

「再商品化義務判断チャート」を参考にしてください

<https://www.jcpra.or.jp/specified/chart/tabid/127/index.php>

#### 《問合せ先》

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

ホームページ <https://www.jcpra.or.jp/>

コールセンター TEL: 03-5251-4870 03-5251-4871 03-5251-4872

FAX: 03-5532-9698

E-mail: [contactinfo@jcpra.co.jp](mailto:contactinfo@jcpra.co.jp)

※お問合せの前に、下記URLより「Q&A集」をご確認ください。

<https://www.jcpra.or.jp/faq/tabid/568/index.php>

ご対応、よろしくお願い申し上げます。

以上

製品水委員会 品質規格部会では、宅配水業界の健全なる発展を目指して参りますので、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association